

宇部市立厚東川中学校部活動の活動方針

令和5年4月

1 部活動の位置づけ

スポーツ等に興味・関心のある生徒が参加し、各部顧問の指導の下、学校教育の一環として行う教育活動である。

2 部活動設置のねらい

- (1) 体力や技能の向上を図り、スポーツ等を楽しみ、好きになることで、豊かな生活習慣づくりの一助とする。
- (2) 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、社会性を身につける。
- (3) 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する。

3 部活動設置上の留意事項

生徒の安全の確保や指導の充実のために十分に配慮した運営を行うために次の点について適正な設置となるようにする。

- ①生徒(部員)数が適正で、充実した活動が可能である。
- ②顧問教師の数が適正で、教職員の長時間勤務の解消を図ることができる。
- ③学校施設設備が十分あり、活動予算の範囲内で運営することができる。

4 部活動の運営について

(1) 活動方針の策定について

- ・部活動について活動方針を作成し、周知する。

(2) 設置する部活動について

- ・次の4つの部活動を設置する。

- 卓球部(男女) ○吹奏楽部(男女)
- バレーボール部(女子) ○ソフトテニス部(男子)

- ・生徒数、教員数の増減がない間は、現在の設置部活動を継続する。ただし、生徒数減少または教員数減少の見通しがある場合は改めて検討する。

(3) 入部について

- ・任意加入である。ただし、部活動は上記ねらいのとおり、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きいので、活動が充実できるように支援する。

(4) 部活動懇談会について

- ・PTA総会の日にあわせて部活動懇談会を実施する。
- ・部活動懇談会では各部の活動方針や主な年間計画（大会や活動時間）について周知する。

(5) 活動計画について

- ・年間活動計画を作成し、周知する。
- ・毎月、月間の練習計画を立案し、関係保護者に周知する。
- ・週あたり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は、少なくとも1日以上を休養日とする。）週末に大会への参加等で活動した場合は休養日を他の日に振り替える。
- ・大会等で数週にわたって休日に連続した活動が必要となる場合は、保護者の理解のもと、校長の許可を得た上で実施する。大会等終了後に休養日を設ける。
- ・「ノー部活動デー」として、すべての部が一斉に休養する日を設ける。
- ・平日の活動時間は以下のとおりとし、総下校時刻を厳守する。

16時40分までに活動を終える。

※中体連関係、及び生徒にとって必要な大会については、顧問の申し入れに対し、校長が許可した場合に限り、大会前2週間程度、勤務時間終了後1時間以内を限度として延長を認める。

※現時点では、以下の大会前に延長予定。

- 4/22、23 宇部市春季体育大会
- 6/10、11 選手権大会宇部予選会
- 9/2、3 宇部市新人体育大会
- 県体出場した場合は、同様に延長。

- ・長期休業中は別に計画する。ただし、学校閉庁日や年末年始等は共通して休養日を設ける。
- ・活動時間については、平日は2時間程度、学校の休業日（長期休業中も含む）の活動時間は3時間程度とする。

(6) 安全管理と事故防止について

- ・活動の前に生徒の健康状況の把握をする。
- ・熱中症等への対応について、日常から十分に指導し、配慮する。
- ・施設や設備、備品の安全点検を行い、事故の未然防止に努める。

6 その他

(1) 部活動未加入者の評価について

- ・社会体育や文化活動等で活動している生徒については、その活動内容や受賞記録等について部活動加入生徒と同様に通知表及び高校入試に係る調査書へ記入する。
- ・各大会で受賞した生徒について部活動加入生徒と同様に全校集会で披露する。

(2) 外部指導者について

- ・令和5年度外部指導者（地域のボランティア）の活用状況
○卓球部1名（コーチ登録済） ○陸上部1名（コーチ登録済）
○吹奏楽部1名
- ・学校として可能な限り、外部指導者を積極的に活用する。

(3) 臨時部について

- ・社会体育に所属している、または部活動未入部の生徒が、中体連大会の競技に出場することについては、校内で相談の上、出場することができる。
- ・出場を許可する条件として
 - ① 引率は、原則保護者とすること。（現地集合・解散、保護者送迎であること。）
 - ② 規定で認められれば、保護者で役員をしてもらうこと。

(4) その他

- ・本活動方針は、国や県、市などの動きを注視し、必要に応じて見直しを図る。